

新たな公私役割分担論



関西大学政策創造学部教授 石田 成則

～要旨～

本稿では、老後所得保障における公私役割分担について、新しい考え方を提起した。単に年金システムとして公私年金の代替・補完関係を考察することを超えて、民間保障の役割を幅広くとらえるものである。民間保障に事後的な資金確保の役割があることは確かだが、現在の労働環境の変化を前提とすれば、より広く稼得能力を支える保険のあり方が大切になる。そして、少子高齢化によって国民負担率が増加していく環境下でも、自助努力の基盤整備により、資産形成余力を確保する方策がますます重要になってくる。

1 はじめに

コロナ禍が終息するなかで、わが国経済は新たな転換点を迎えている。エネルギー価格や資源高が継続する状況下で、老後の生活困窮者は増加傾向にある。金利が反転して高止まることになれば、企業経営の逼迫感が強まり雇用への悪影響が心配され、また実質賃金も抑制されることになる。一過性のコロナ禍の影響が悪い形で継続することも懸念されている。生活上の逼迫は、年金で暮らす定年退職者にも暗い影を落とすことになる。

さて、定年退職者の生活は主に公的年金に依って支えられている。それは全国民に対する普遍的な仕組みとして、家族構成や所得階層、そして従前の就労形態に関わりなく老後生活費の一定割合を保障している。わが国の年金財政は賦課方式で運営されており、実質的に、世代間所得

移転の仕組みであるために、長寿化による若年世代への負担増は避けられない。2004年改正以降、給付・負担構造が保険料水準固定型に移行し、マクロ経済スライドの導入によってその負担増への手当てがなされた。一方で、それが退職世代の年金給付減として跳ね返ることになる。その給付減を補う方策として、企業年金や個人年金（保険）などの私的年金に期待が寄せられることになる。

老後所得保障に果たす役割に着目すると、両者は代替関係よりも補完的な関係が強くなる。それは企業年金や個人年金（保険）の「つなぎ機能」や「上乘せ機能」に端的に表れる。現在は定年延長のために工夫がなされているものの、雇用延長や再雇用制度の活用であっても、従前の年収額からの低下を免れることはできず、一方で交際費などの家計支出が大幅に低下するこ

とはない。そこで、こうした収入の低下を公的年金に加えて私的年金で補うことに、つなぎの役割が期待される。この役割は、収入低下を補う保険機能にも例えられる。一方、公的年金受給に加えて私的年金を終身受給して、それに付加する上乗せ機能もある。とくに、マクロ経済スライドによって公的年金の裁定時点から受給額が低下していく場合には、それを補足することも期待される。確かに、一部の企業年金には終身給付があり、また民間の個人年金（保険）でもトンチン年金と称され、長生きリスクに対処する年金種別もある。しかしながら、私的年金の終身化は一般的ではなく、また元本保証や実質価値の維持が不十分であるために十全の機能を果たすことはできていない。現在まで私的年金が上乗せ機能を発揮している状況にはない。ただし欧米では、私的年金の商品性の改革を通じて、こうした機能を付与していくことも試行されている。

2 ライフ・サイクルと老後所得保障

家計の消費行動を分析する枠組みはいくつかあるものの、ライフ・サイクル仮説は有力なものである。この仮説では、家計の消費行動は一時点ないしは当期の所得に依存するのではなく、生涯所得に依存して決まることになる。家計は生涯にわたる所得を予測して、またその予測に基づく生涯予算制約を考慮して毎期の消費計画を立てる。この仮説が提示されて以降、寿命の不確実性を考慮したり、公的年金による退職促進効果を組み入れるなどして、その拡張と精緻化が図られてきた。ここではライフ・サイクル仮説を取り上げ、公私年金の家計の消費・貯蓄行動への影響を考察する¹⁾。

従来の実証分析では、可処分所得（ Y_t ）、個人資産残高（ W_t ）、短期的景況を示す失業率（ RU_t ）、

社債の配当金額（ RE_t ）、そして公的年金給付の割引現在価値（ SSW_t ）を説明変数としている。

$$C_t = \alpha + \beta_1 Y_t + \beta_2 RE_t + \beta_3 RU_t + \gamma_1 W_{t-1} + \gamma_2 SSW_t + u_t$$

こうした定式化のもとでは、 $\gamma_2 > 0$ であるならば公的年金の存在は消費を促進し貯蓄を抑制することになる。一方、 $\gamma_2 < 0$ ならば貯蓄が促進されていることになる。現状では、公的年金は家計の老後資金準備にどのような影響を及ぼしているのだろうか。またそれは将来的にどのように変化するのであろうか。

別稿で確認したところ、社会保険料と民間保険料の存在は消費性向を抑制していた。そのため、わが国の公的年金や広く社会保険には、貯蓄を促す可能性、ないしは少なくとも過度に貯蓄抑制的でないことが指摘できる。一方で、ストックベースで年齢毎の年金資産、貯蓄残高、生命保険資産残高の関係性をみると、この3つの説明変数は消費性向を同様に高める方向に作用しており、貯蓄抑制的に作用している（表1を参照のこと。併せて、定年までの期待所得も消費性向を高めている。この結果は、ライフ・サイクル仮説を支持するものである）。また生命保険資産残高が消費性向を高めることは、世帯主死亡時の遺族保障ニーズが満たされていることが、消費を促進していると解釈できる。なお、生命保険（純粋な死亡保険、養老保険、そして年金保険を含む）の基本機能は、（早期）死亡および退職後所得に関する不確実性（長寿リスク）を排除することである。併せて、勤労期および退職期前半に死亡するケースでは、生命保険自体に遺族保障を実現する「擬似遺産」としての役割が期待される。こうした役割は、公的年金制度の遺族年金とも重なる。一方、養老保険や終身型の個人年金（保険）には、「意図しない遺産」の程度を抑

制して老後生活への資金準備を効率化する役割、すなわち「代替遺産」の役割がある。この点では、保険・年金は、老後資産形成・資金準備を促すことになる。

さらに所得階層別にその影響をみるために、所得十分位ごとに将来的な賃金曲線の予想のもと、年齢毎の年金資産、貯蓄残高、生命保険残高を推計した。その分析の結果、将来的な年金資産の増加は、生命保険残高を抑制する一方で、貯蓄残高にマイナスの影響を及ぼさないことが判明した。生命保険にマイナスの影響が出ていることは、遺族年金や老後所得保障における公私の代替関係を示すことになる。一方で、これを60歳時点の各資産、残高の増加率でみると異なる側面もある。図1では、60歳時点における年金資産、貯蓄残高、生命保険残高の変化率を、所得分位別に2015年時点と2040年時点の比較でみている。年金資産については、65歳時点の所得代替率から算出している。貯蓄残高と生命保険残高は、年齢と60歳時点の予測年収から推計している。この図から、年金資産は各所得分位で2割から4割伸長しているのに対して、貯蓄残高は中位以上の所得分位で減少しており、その代替性を窺い知ることができる。とくに中位所得分位では、年収の上昇率が低い一方で、社会保険料の上昇から可処分所得が低下し、貯蓄する余裕を失っている可能性がある。一方、生命保険残高については、保険に半強制貯蓄の性格があることなどから顕著な代替関係は見当たらない。そこで次節では、時系列データを工夫して作成することで、経年の影響を確認してみる。

最後に、図1を所得分位別にみると、すべての所得階層で、年金資産の割合が高まっている。これは公的年金の所得代替率が低下する一方で、将来的な所得増加率も低く、多くの所得階層で老後資産形成が今以上に進捗しないことを意味

している。この考察からは、すべての所得階層にとって老後資産形成を促進する政策的な仕組みが必要であると理解される。

3 老後所得保障における私的保険・年金の役割

ここでは、生命保険文化センター『生命保険に関する全国実態調査』の1991年版調査から2021年版調査(3年おき調査)を活用して、時系列で生命保険や個人年金(保険)への加入行動がどのように変化してきたかを検証したい。定点調査でないために、一人の個人や一つの家計を追跡調査したものではない。そこで、対象者を年代別に区分して、1991年当時に20代であった調査対象者を軸にして、2000年時点で30代、2009年時点で40代、2021年時点で50代であった対象者をひとつの世代と捉えて、時系列でその保険料の平均値を算出した。これに基づいて、年齢別・所得分位別に支払う保険料がどのように経年変化するかを図に表した。なお、この調査では、世帯収入を(1)200万円未満、(2)200万円から300万円未満、として100万円刻みで分類している。1000万円以上は、(10)1000万円から1200万円、(11)1200万円から1500万円未満、(12)1500万円から2000万円未満、(13)2000万円から3000万円未満、(14)3000万円以上と区分している。通常の所得分位とは異なることに注意が必要である。ただし本調査での分布は、厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計室による『国民生活基礎調査』に比較して、大きな偏りがないことは確認できる。算出に際しては、所得階層が年齢を経ても変化しないと仮定している。なお、集計データを扱うことから、その平均値に対して分散不均一性を補正する処置をしている。

まず初めに、民間金融機関が提供する個人年金(保険)への加入状況を確認しておきたい(図2)。

表 1 ライフ・サイクル仮説に基づく消費性向の推計

説明変数	回帰式 1	回帰式 2	回帰式 3	回帰式 4	回帰式 5	回帰式 6
定数項	-253.665*** (23.245)	-270.975*** (19.757)	-177.088*** (25.790)	-151.624*** (19.310)	-290.057*** (18.721)	-184.484*** (34.369)
LN 年収	7.484** (3.466)					
LN 年金資産	10.784** (4.710)	19.056*** (2.815)	8.034* (4.525)		14.903*** (3.430)	7.191 (6.229)
LN 貯蓄残高				13.422*** (3.004)		8.111*** (5.490)
LN 負債残高			9.960*** (2.099)			
LN 生命保険残高	9.256*** (1.786)	11.927*** (1.323)	7.286* (3.726)	3.641* (2.143)	8.641*** (2.073)	5.775** (2.826)
就業期間	0.781*** (0.172)	2.657*** (0.651)	9.530*** (2.109)		1.141*** (0.326)	
就業残存期間			-7.787 (4.979)	-1.021*** (0.336)		-1.012*** (0.335)
LN 残存収入				5.843** (2.454)	5.211** (2.571)	5.014* (2.551)
Adj. R2	0.939	0.936	0.952	0.939	0.938	0.940
F 値	266.069	334.630	271.801	267.467	263.823	215.335

*従属変数は所得分位別年齢別の平均消費性向、上段は回帰係数、下段は標準偏差、以下同じ。

*また、***は $p<0.01$ 、**は $p<0.05$ 、*は $p<0.1$ で、それぞれ帰無仮説を棄却することを意味している。

*サンプル数はすべての回帰式で440である。なお、1982年と2007年に22歳で就職する代表的個人を対象として賃金曲線を推計している。推計の基礎データには『全国消費実態調査』（二人以上・勤労世帯）の各年度版の所得分位別の稼得収入を使用している。こうした分析から代表的個人は所得分位を異動しないことを前提としている。また、年金資産の大きさは、厚生労働省HPから65歳時点の所得代替率の数値を使用してそれを所得分位に当てはめている。貯蓄残高、負債残高、そして生命保険残高の確定値についても所得分位別のデータを使用している。その将来推計については、各資産・負債に対する需要構造に変化がないことを前提に、年齢と年収から回帰式によって推計している。各資産残高は、金利1%を仮定して年齢毎に当てはめている。

（出所）総務省『全国消費実態調査』の各年度データなどから筆者作成。

相関係数

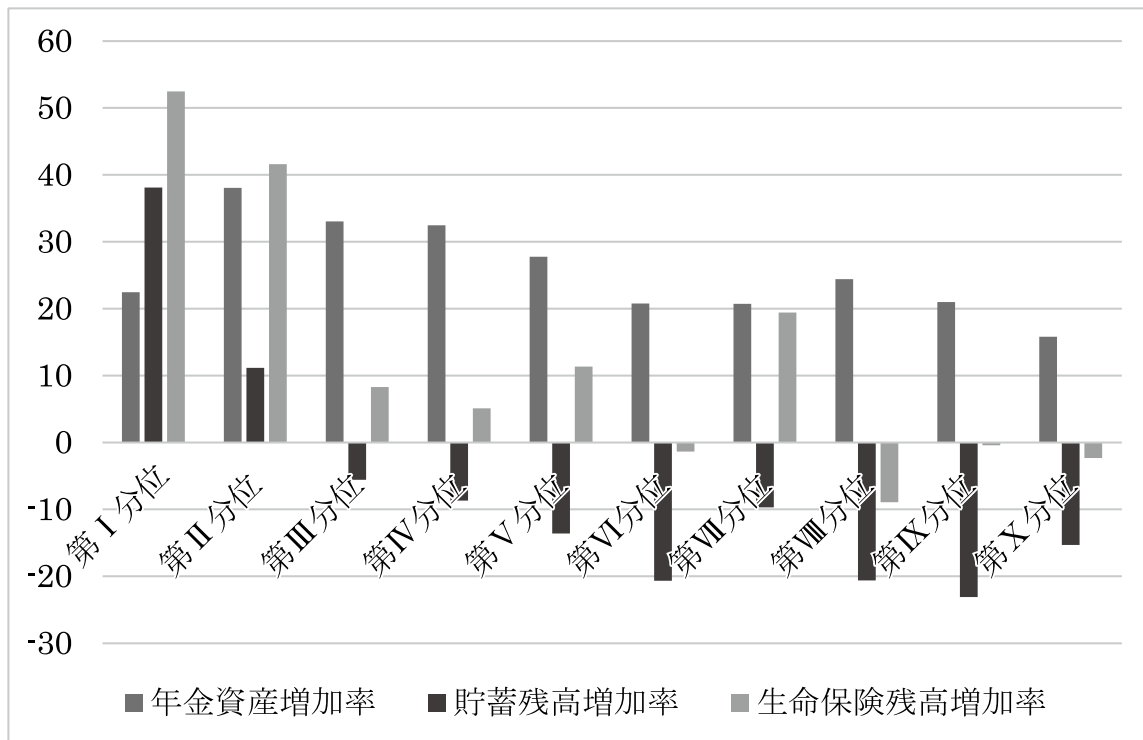
		年金資産増加率	貯蓄増加率	生命保険増加率
年金資産増加率	Pearson の相関係数	1	.137	-.092
	有意確率 (両側)		.257	.450
	N	70	70	70
貯蓄増加率	Pearson の相関係数	.137	1	.198
	有意確率 (両側)	.257		.101
	N	70	70	70
生命保険増加率	Pearson の相関係数	-.092	.198	1
	有意確率 (両側)	.450	.101	
	N	70	70	70

(出所) 総務省『全国消費実態調査』の各年度データなどから筆者作成。

図1 所得分位別の年金・貯蓄・生命保険残高の増加率

(2015年と2040年の60歳時点比較)

(単位 %)



(出所) 総務省『全国消費実態調査』の各年度データなどから筆者作成。

この図を見る限り、民間の個人年金(保険)が伸びている状況ではなく、多少の上下動はあるものの、21世紀に入り加入率と年間保険料共に低迷している。厳密な需要行動の分析は他に譲るとしても、公的年金だけでなく、確定給付型の企業年金プランの給付水準が抑制されたなかでも、個人年金(保険)がこれを受けて浸透している状況にはない。

これを所得階層別にみると、とくに低所得者層で伸び悩みがみられる(図3から6を参照のこと)。生命保険料の水準が、遺族の生活保障の役割を終えて、50歳代になると減少する傾向は所得階層で変化ないものの、高所得者層では、40歳代ないし50歳代にかけて年金保険料は増加する。そのため、低所得に加えて、国民負担率の高まりなどが老後に備える資金余力を奪っていることが理解される。低い所得階層への支援策が緊急の課題となってくることは自明のことである。また平均的な所得階層にあっても、老後資金準備の環境は整っているとはいえない。こうした層に対しては、老後資金準備を滞らせる生活上のリスクへの支援策が不可欠である。老親の介護や自身の疾病リスクなど、収入の途絶が継続的な準備を遮断してしまう。公私の役割分担のあり方を年金システムに限定することなく、老後資金準備を途絶するあらゆるリスクを視野に入れて、それに対する総合的な支援体制を整備しなければならない。長生きリスクを、定年までに十分な資産を形成・蓄積していないことと捉え直して、モラル・リスクを排除しながら、自助努力の基盤整備に努めるべきである。

4 私的保険による老後所得保障の間接支援策

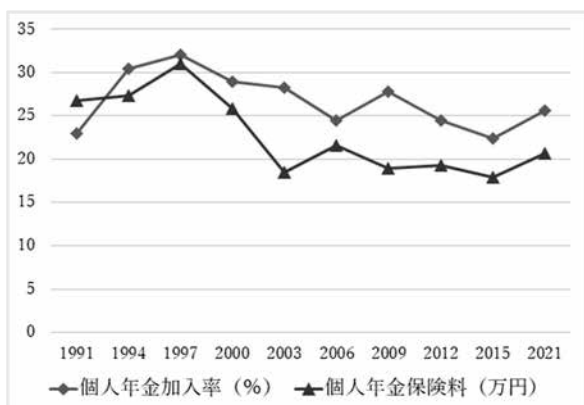
民間の保険には、世帯主の死亡後に遺族の生活を保障し、また養老保険、個人年金(保険)を中心として老後の生活を保障する役割がある。

超高齢化社会を迎えて、生命・年金保険の保障機能と貯蓄機能は一層重要になっている。貯蓄性を有する生命保険は一種の目的貯蓄であり、種目によっては長期的な資産形成の側面も強い。一方で、掛捨て型の生命保険は貯蓄ではなく、世帯主の死亡に伴う遺族保障の役割を担う。こうした保険種目には、主に働き盛りの一定期間において遺族保障をなす定期保険、一生涯の遺族保障であるとともに解約返戻金相当の貯蓄部分がある終身保険がある。また、第三分野保険の医療・介護保険、傷害保険も公的医療保険を補完するものとして注目されている。これらの保険種目では、「相互扶助」としての構造上の特徴から、目標金額である(死亡)保険金に比較すると少額の保険料拠出により保障が可能になる利点がある。

従来の消費理論では、早期死亡や予想外の長生き(長寿リスク)などの不確定要因を、明示的に取り入れてこなかった。前述のライフ・サイクル仮説でも、家計の計画視野は生涯に及ぶとして、将来的な情報も取り込んだうえで合理的に意思決定するとの考え方であり、就労期の不確実性が入り込む余地はない。こうしたライフ・サイクル仮説では、金融・実物資産は年齢とともに増加し、退職時点でピークを迎えると単純に想定する。退職後は資産を取り崩し消費に充てることになり、死亡時点のタイミングにより遺産の残る可能性がある。もちろん、公的年金が存在すればその取崩し金額は減ることになるものの、退職前の資産形成額がその分減少すれば、ストーリーに大きな変化はない。

個人・家計が保有する資産は、稼働所得・勤労収入からの貯蓄により形成されるものだけでなく、相続により前世代・親世代から引き継いだものもある。勤労期および退職期前半に死亡するケースでは、生命保険自体に遺族保障を実現す

図2 民間金融機関の個人年金加入状況



(出所) 生命保険文化センター『生命保険に関する全国実態調査』1991年から2021年までの3年度毎の調査結果より筆者作成。

図5 世帯収入第Ⅶ分位の年代別保険料

(単位千円)

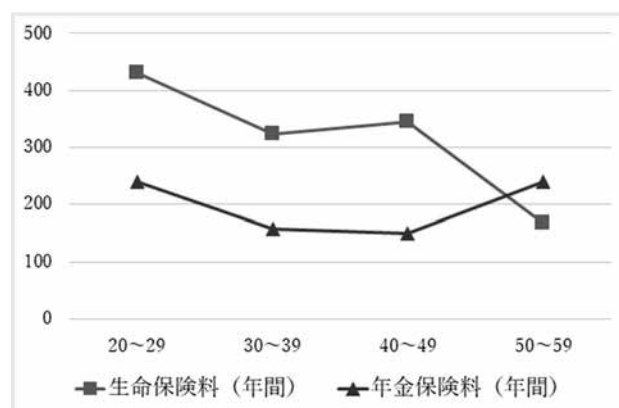


図3 世帯収入第Ⅱ分位の年代別保険料

(単位千円)

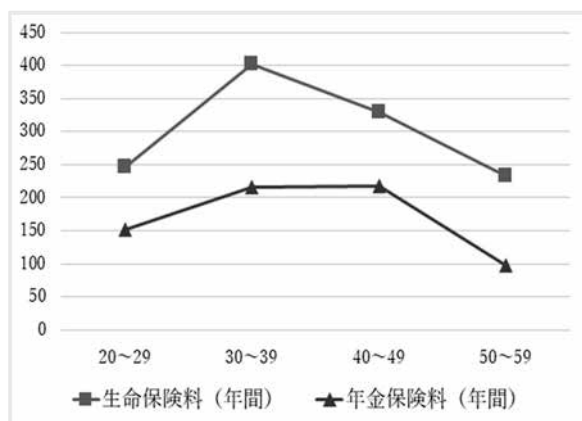


図6 世帯収入第Ⅻ分位の年代別保険料

(単位千円)

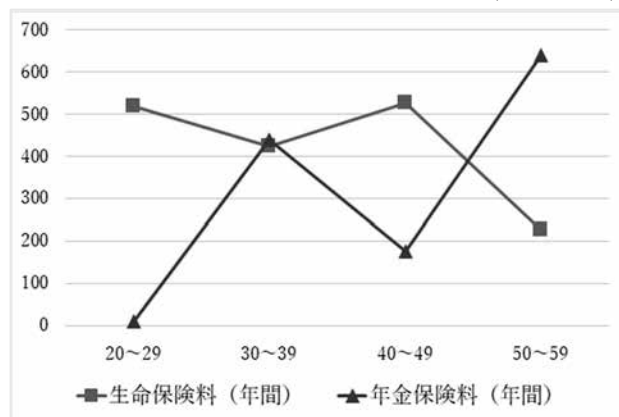
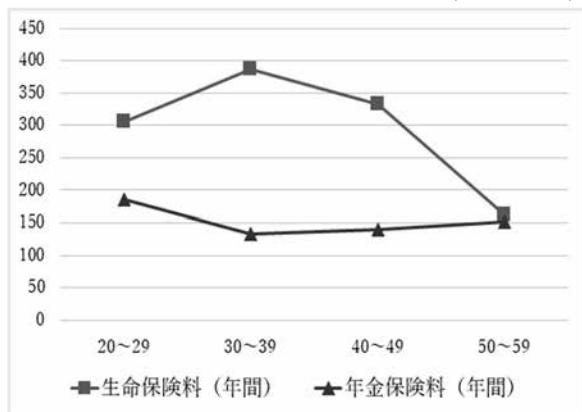


図4 世帯収入第Ⅳ分位の年代別保険料

(単位千円)



る「擬似遺産」としての役割が期待される。こうした役割は、前述のように公的年金の遺族年金とも同じである。一方、養老保険や終身型の個人年金（保険）には、「意図しない遺産」の程度を抑制して老後生活への資金準備を効率化する役割、すなわち「代替遺産」の役割がある。こうした個人・家計の民間保険・年金需要は年齢やライフ・サイクルに応じて変化するだけでなく、家計・世帯構成や働き方によっても大きな影響を受けることになる。まず、年齢の経過とともに、世帯主だけでなく他の世帯構成員の稼得能力も高まるために、遺産動機は減退する。ただ、わが国の晩婚化と高学歴化の現状に伴い、親世代の退職時点で子世代の稼得能力に多くを期待できないケースも生じている。教育資金や結婚費用のニーズは退職後まで大きい可能性は捨てきれない。

また、個人の就労を取り巻く環境変化として、若年・実年の不安定雇用層の増大、共働き世帯の普遍化、能力給・業績給に伴う年齢別賃金プロファイルの変化が挙げられる。こうした変化が民間保険・年金需要に与える影響も大きい。不安定雇用層の増大は、保険料負担の制約から保険需要を抑えることになる。そこで、保険料の随時払を可能とする個人保険勘定の導入や取引費用を抑えた安価な保険商品の開発が求められてくる。賃金プロファイルが緩やかになってくると、実年や退職前世代の資金余力が落ちる一方で、若年時からの資産移転計画を可能とする保険商品が課題となってくる。

高齢期の資産形成には、就労後半の健康状態も大きく影響する。そのため、それを保障する就業不能保険の役割も高まることになる。就業不能保険には、損害保険会社による所得補償保険と生命保険会社による収入保障保険がある。所得補償保険では、疾病や障害によって働けなく

なった場合に、保険金を受給することができる。通常の医療保険により填補される入院費や手術代とは異なり、退院後も自宅・在宅療養の期間は所得の補償を受けられる点に特徴がある。6ヶ月の免責期間があるものの、就労時年収の5割から6割までの保険金を最長で5年間受け取れる商品設計が多い。通院期間中に十分働くことができず所得が目減りするリスクを防ぐことで、現在の生活を下支えするだけでなく、将来的な備えを食潰す事態も回避できる。

これに対して、生保版の収入保障保険は、被保険者が保険期間中に死亡したとき、または約款所定の高度障害状態になったときに、遺族に対して保険期間終了まで、毎月もしくは一時金で保険金が遺族に支給されるものである。ただし、収入保障保険では時間の経過とともに遺族所得保障の必要性が減るので、保障額が徐々に減っていくことになる。逆に、年齢が高くなって死亡リスクが高まる時期、つまり保険料が上昇する時期の保障額を抑えていることになる。こうした仕組みと掛捨て型保険であることから、保険料は割安となり、お手頃な保険商品となっている²⁾。非喫煙者、ゴールド免許者そして健常者にとって特別な保険料割引もあり、また、要介護状態になった時にも保険金が支払われる商品もある。収入保障保険では保険事故発生後も継続的に保険金が保険会社によって管理されるので、遺族の生活保障の役割を果たす「保険金信託」の性格に近い。

高齢退職期の低所得および低年金の原因のひとつとして、就労期における疾病や健康状態の悪化により就労不能状況に陥ることがある。とくに、交通事故の後遺障害では長期休業のリスクもある。自営業者や非正規従業員にとって、組合健保や協会けんぽの傷病手当金や企業による団体保険の適用外のこともあり、こうした保

険による収入の維持は有益である。生保・損保の就業不能保険は、休業時にも一定の収入を確保することができ、当該時点の家計収支の悪化を防ぐだけでなく、一時的な流動性リスクを回避し各種ローンの利用による将来負債の増大に歯止めを掛けることにもなる。これまでも民間保険は、遺族の所得保障や老後資金形成などの目的貯蓄の役割を果たしてきた。今後はさらに、比較的所得の低い層や不安定雇用層に対して、低保険料で生活の下支えをする保険商品を開発し、それを浸透させていくことが求められている。アジア諸国で普及しているマイクロ・インシュアランスなどが参考になる。就労形態の多様化などに適切に対応して、現在と将来の所得を保障していくことが問われている。

5 考察のまとめ

本稿では、所得階層や世帯類型が異なる個人・家計を対象として、主に民間保険の老後所得保障に果たす役割を考察した。とくに現在の就労形態の多様化のなかで、国民年金を中心に年金加入者に低賃金・低所得層が多くなるにつれて、公的年金だけでは十分な所得水準が維持できない層が膨らみつつある。公的年金が基礎的生活水準を継続的に保障するには、一定の条件を満たす加入者への税財源の投入は避けられない。年金受給額が低い層に対して選別的に税の優遇を与えるのであれば、中以上の所得階層に対しては民間保険への加入を促す政策的対応も求められてくる。

これまで老後所得保障のための民間保険として、養老保険や個人年金（保険）が取り上げられてきた。しかしより視野を広げると、高齢退職期の貧困は医療費や介護費用、そして就労後半の収入途絶から生じることになる。そこで、健康上のリスクが顕在化した時に家計収支の維持を可

能にする保険とともに、老後資産の形成を下支えする保険も期待される。民間の医療保険・介護保険、そして就業不能保険（損保の所得補償保険、生保の収入保障保険）の商品設計上の工夫により普及を図ることが望ましい。また、取引費用の削減により低保険料を実現することも効果的である。たとえば、休業リスクが低い職種や業種では保険料を引き下げることや、休業の原因別に特定リスクは不担保として、保険料低廉化を図ることなどである。

老後所得保障における公私役割分担の視点から、政府が保険者として保障を提供することに限界があるのであれば、代替的な手段を講じる必要がある。高齢退職期の貧困を予防する民間保険の普及には、政策的な後押しもいる。税制上の優遇措置は税収の減少に繋がることは事実であるものの、こうした政策措置が新たな民間保障市場の創出や育成を可能とし、保険事業におけるイノベーションの契機ともなりうる。そのことが財政的にも無理のない形で、公的保険から民間保険への橋渡しができることにもなる。今後は、自助努力市場の創成やその政策的なサポートのあり方を探るために、政策効果をデータに則して検証することが益々重要になってくる。

【注】

1) ここでの分析内容は、日本年金学会編（2021）『人生100年時代の年金制度：歴史的考察と改革への視座』法律文化社、143－146頁に基づいている。ただし、その推計は多く将来的な賃金曲線の形状に依存しており、また生命保険などの需要構造にも変化はないと見做している。各種パラメーターの推計精度を上げるだけでなく、需要構造の変化を把握することもつぎの課題になる。

2) こうした保険には、生保では三井住友海上あいおい生命の「収入保障保険」、ライフネット生命の「働く人の保険」、損保では損保ジャパンの「所得補償保険」、日立キャピタル損保の「リビングエール」がある。以下の保障内容、商品設計の例示は、30歳の男性（標準体）で基本年金月額20万円、最低支払保証期間5年、保険期間60歳満了の収入保障保険を購入するケースである。

① 保険契約者が40歳で死亡したとき、毎月20万円×12か月×20年間＝4800万円の保険金

② 50歳で死亡したとき、毎月20万円×12か月×10年間＝2400万円の保険金

③ 58歳で死亡したとき、毎月20万円×12か月×5年間＝1200万円の保険金

30歳契約者にとって、月々の保険料は6902円、非喫煙者の場合は月々5643円になっている（三井住友海上あいおい生命HP資料より作成）。

いしだ しげのり

関西大学政策創造学部教授。1991年慶應義塾大学大学院商学研究科博士課程修了、その後1991年から2015年まで山口大学経済学部勤務。2015年に関西大学政策創造学部に移籍し現在に至る。社会保障論、福祉政策論、損害保険論担当。2009年商学博士（早稲田大学）

【著者】

『老後所得保障の経済分析』（東洋経済新報社）
『人生100年時代の生活保障論』（税務経理協会）
共著として、
『自由競争時代の生命保険経営』（東洋経済新報社）
『失業と雇用をめぐる法と経済』（成文堂）
『ストーリーで語るリスクマネジメント論』（創成社）
『経営危機管理論』（三恵社）
編著として、
『保険事業のイノベーション』（慶應義塾大学出版会）
『保険進化と保険事業』（慶應義塾大学出版会）
『社会保障論』（ミネルヴァ書房）
